主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人片山主水の上告理由について

原審の確定した事実関係のもとにおいては、本件更正登記により更正前の登記と 更正後の登記との間に同一性が失われるから、右更正登記の申請は許されないもの であるとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違 法はなく、論旨は採用することができない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官 全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

| 裁判長裁判官 | 本 | 林 | | 譲 |
|--------|---|---|----|---|
| 裁判官 | 岡 | 原 | | 男 |
| 裁判官 | 大 | 塚 | 喜一 | 郎 |
| 裁判官 | 吉 | Ħ | | 曹 |